

子どもの貧困対策部会運営要綱

平成31年3月18日 部会長決定

(趣 旨)

第一条 この要綱は、大阪府子ども施策審議会運営要綱第5条第2項の規定に基づき、「子どもの貧困対策部会」（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(職 務)

第二条 部会は、大阪府子ども施策審議会運営要綱第5条に掲げる当該調査審議事項について調査審議し、意見を述べるとともに、その施策を実施するために必要な関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(部会長)

第三条 部会長は、会務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(会 議)

第四条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第五条 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 前項に基づき、部会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を担当する。

名称	担任する事務
子どもの貧困対策計画策定ワーキンググループ	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画の策定及び進行管理・検証・改善に関すること。
ひとり親家庭等自立促進計画策定ワーキンググループ	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画の策定及び同計画の推進についての重要事項に関すること。

3 ワーキンググループに属する部会委員は、部会長が指名する。

4 ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、部会長が指名する委員がこれに当たる。

5 ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。

6 前条の規定にかかわらず、部会は、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。

7 この他ワーキンググループの運営は、部会に準じて行うものとする。

(守秘義務)

第六条 部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第七条 部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員等の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第八条 部会は、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第九条 部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十条 部会の庶務は、福祉部子ども室子育て支援課において行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、部会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又はワーキンググループ長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。